

臨床実習における感染対策

令和6年1月15日 文責 磯部、羽田野、和氣、二階、金崎、竹谷

目的

感染しない、感染させない、感染を広げない

感染対策の徹底

- 行動に責任を持つ
 - ① 会食について、人数制限はありませんが、皆さんの良識を大切にしたいと思います。飲酒については、自己抑制が効かなくなり社会的問題につながることもあります。改めて、自分の置かれた立場を考えて行動して下さい。
 - ② マスクを着用しない場面において、換気する、大声を出さないなどの感染対策を行う。
 - ③ 実習班で体調の悪い方がいた場合、休むよう周囲に促す、あるいは配慮する。
- 自分自身の健康管理を行う。
- 手洗いの徹底:診察前後および処置前後に手洗い!
- サージカルマスクの装着
 - 病院内は必須
 - 医療従事者と空間・部屋を共有する場合(面談、カンファレンス、会議など)は、必要に応じて病院外でもマスクを着用する。
- エアロゾルが発生する場面や湿性生体物質(喀痰、吐物、下痢など)に曝露する可能性がある場合、指導医の指示に従ってゴーグル等を装着する。
 - 破損又は紛失した場合は、同様のものを各自で調達する。

臨床実習の取り決め

1. 医学生健康チェック方法:院内感染を防ぐ。

- (1) 附属病院内では、マスクを着用する。
- (2) 実習初日は実習開始前 14 日からの行動履歴および実習開始直前週末・開始当日までの健康状態を記載して持参する(ポートフォリオに含まれている Weekly 自己健康管理票を記入した後に実習に参加する。)
- (3) 各自、毎朝実習前に健康管理票を確認・記載する。
 - ①ひとつも該当項目がなければ、院内実習に参加する。

②ひとつでも該当項目があれば実習は見合わせ、電話などで各診療科の医師の判断を仰ぐ。

- (4) 実習開始前に指導医に手渡し、指導医がチェック(指導医サイン要)
以後、同様に毎日指導医によりチェック(指導医サイン要)
- (5) 指導医による健康管理表チェックに関して臨床実習開始前が望ましいが、(2)-①に該当する場合、学生医は指導医のサインなしに病棟などでの診療を行って良い。ただし、同日のうちに必ず指導医・その他の医師によるチェックを受けること。
- (6) どうしても指導医・その他の医師に面会ができない場合、事務担当者によるその旨を報告して、代理のサインをもらうこと。指導医が事後確認する。
- (7) 実習最終日にコピーを診療科に提出する。

2. カンファレンスへの参加方法:3密を防ぐ

- 収容人数の75%程度で使用を心がける。

3. 電子カルテの閲覧・記入:3密(密閉・密集・密接)を防ぐ

- (1) 病棟詰所の電子カルテは以下の要件を満たせば学生による閲覧・記入が可能。
 - 電子カルテを連続で使用する時間:30分以内
 - 電子カルテを使用前後に手指消毒行う
 - 電子カルテを使用中はマスクを触らない
- (2) 学生による病棟カンファレンス室、外来・検査室などでの電子カルテ閲覧・記入に関しては、3密対策が完全に履行できる場合は診療科・講座の責任において可能。
- (3) 学生による電子カルテの閲覧・記入は、医局などで行うことも継続。
- (4) 指導医による電子カルテを用いた指導に関しては、指導医1人につき4-6人の学生まで病棟詰所でも可能とする。繰り返しになるが3密には十分注意すること。

4. 入院中の患者さんの診察

- 患者さんを診察する医学生的人数は1人(患者さん1人につき担当学生は2人まで可とする。)
- 1回の診療時間は連続して30分以内とする。
- 患者さんにもマスクを着用してもらう。

5. 手術部での実習

- 入室時の手洗い・アルコール消毒を徹底する。

- マスク、帽子を原則とする。
- 体液飛散、エアロゾル発生環境の場合は手袋・フェイスシールド、エプロンの着用を必ず行う。

6. 外来および検査の見学・診療への参加:3密を防ぐ

- 原則、感染症の患者さんの診察も可能
- 外来見学は診療室当たり2人の学生に制限(時間無制限)。
- 外来診療を行う場合は、1患者あたり30分以内に行う。
- 電子カルテ閲覧・記入に関しては上記3.参照。
- 検査(内視鏡、救急、心臓カテーテルなど)に関しては、検査の内容によって診療科で判断する。
- 検査を見学する場合、1メートル以上開けて見学する(時間無制限)。
- 検査の介助を行う場合
 - マスク以外にフェイスシールド、ゴーグル、手袋、帽子、ガウンを着用した場合、時間制限なし。

7. ICUでの実習

- マスクおよび手袋を着用する。
- 体液が付く可能性がある場合、エプロンおよびフェイスシールドを着用する。
- 診察する医療器具(聴診器など)は自身の所有物は使用せず、必ず集中治療室内のものを使用する。
- 入退室時は手洗いを徹底する。
- 患者診察時には手洗いおよびアルコール消毒の後、マスク、手袋を着用する。
- 診察終了時は手洗いおよびアルコール消毒を行う。

8. シミュレーターの使用:3密を防ぐ

- スキルアップセンターで行う。
- シミュレーター及び部屋の予約はスキルアップセンターに直接連絡する。

9. Webを用いた実習

- 学生が参加する場所として自宅などで行う。

10. 服装・荷物:清潔に保つ、服装と荷物のゾーニングを行う

- 半袖白衣、なければ長袖白衣の袖をまくる。

- 白衣の上に上着や防寒具は着ない。
- 患者さんと接する場面では、荷物を持ち込まない。
- 大学外で白衣を着ない。
- 手術室のスクラブは、手術室見学、ICU/HCU/外傷センター/NICU/GCU などの実習に限る。

11. 院外実習

- 各診療科・講座独自に行なっている院外実習に関して、以下の点がクリアであれば可能
 - ① 相手先の了解が得られていること。
 - ② 3密を防ぐこと。
 - ③ 院外実習中もマスクの着用と手洗いの徹底を行うこと。
 - ④ 白衣は院外実習施設内で着用する、荷物は最低限度にする。

12. 実習機関中の他の診療科の実習について

- 実習期間中は原則的に当該診療科(A)以外の診療科での実習は行わない。
- 他の診療科(B)で実習を行う場合は、以下の項目すべてを満たすこととする。
 - ① 実習中の当該診療科(A)および実習を行う診療科(B)のそれぞれの診療科長の了承を得ること。
 - ② (B)にて実習を行うのは時間外・休日とすること。
当該診療科(A)の実習・課題の遂行に些少でも支障があってはならない。
 - ③ (B)にて実習を行う際には健康管理表による健康状態の確認を(B)が新たに行うこと。
 - ④ (B)にて針刺等の医療事故が発生した場合には、実習中の診療科(B)の指示に従うとともに、当該診療科(A)に速やかに連絡すること。
 - ⑤ (B)の実習行為における新型コロナに対する感染対策に関しては(B)が全責任を負う。

令和6年1月15日より適用する。